○近畿地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷九六番二まで	前	B A 一〇・五〇～五一・五〇メートル	八・〇〇二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一〇・五〇～五一・五〇 二六・五〇～三四・九三	八・〇〇二 三・三六三	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長浜市酢字内狐五五九番一から同市曽根町字夷立一三七八番一まで	前	一一・二五～三九・一一メートル	〇〇・五〇九キロメートル	
	後	一一・二五～二七・五九	〇〇・五〇九	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
加東市多井田字上ノカチ五一一番一から同市曽我字鯛ノ下三一五番一まで	前	二六・六七～一二六・八九メートル	〇〇・三〇一キロメートル	
	後	二一・三一～四三・三五	〇〇・三〇一	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○中国地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山口市小郡下郷字下松北二二八五番四地内	前	三一・〇〇～三七・〇〇メートル	〇〇・〇〇八キロメートル	
	後	三二・〇〇～三四・〇〇	〇〇・〇〇八	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸市津久茂町二五〇三番七から高知県安芸郡芸西村西分字江尻甲二二三一番一まで	前	A 八・五〇～二四・二〇メートル	九・六一〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 二一・一七～七七・〇三	二・三一一	
	後	A 八・五〇～二四・二〇	九・六一〇	
		B・C・D・E 一一・二〇～一三七・四五	四・三七七	
安芸市津久茂町二五〇三番二九から同市津久茂町二五〇三番七まで	前	一一・〇四～一七・二六	一三・〇一一～一八・八八	
	後		〇〇・一一一	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

国会事項

衆議院

議決通知

一月二十一日本院は国家公務員倫理審査会会長に池田修を、同委員に潜道文子及び前田新造を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は検査官に柳麻理を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は総合科学技術・イノベーション会議議員に小谷元子、十倉雅和及び上山隆大を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公正取引委員会委員に三村晶子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は国家公安委員会委員に木村惠司を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は個人情報保護委員会委員に丹野美絵子、熊澤春陽、宮井真千子及び大滝精一を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は地方財政審議会委員に堀場勇夫、鎌田司、宗田友子、植木利幸及び中村玲子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電波監理審議会委員に石黒美幸及び林秀弥を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公安審査委員会委員に佐藤雅徳を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は労働保険審査会委員に鰺坂隆一及び都築民枝を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭及び松原由美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は社会保険審査会委員に大谷すみれを任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸審議会委員に原田尚志を任命することに同意した旨内閣に通知した。